

個人情報保護法等の制度改革に向けた意見(概要)

2015年2月17日

一般社団法人 日本経済団体連合会

- 世界の企業は、膨大な情報（いわゆるビッグデータ）の収集、蓄積、分析、革新的利活用策の開発競争を繰り広げており、データ利活用の巧拙が競争力そのものに直結する状況になっている。
- 日本再興戦略において、世界最高水準のデータ利活用環境整備を行うことが示され、改めてパーソナルデータの適正な取扱いに関する国民的なコンセンサスの形成、制度面での環境整備が不可欠となっている。

1. 個人情報の定義の拡充について

- 新たに個人情報として位置付ける対象は、各識別子が特定の個人を一意に識別できるものに限定すべき。
- 今後、政省令や第三者機関規則でさらに考え方を整理して明示するとともに、自主規制（認定個人情報保護団体による個人情報保護指針等）の活用も重視すべき。

2. 匿名加工情報に関する規定の整備への意見

- (1) 第三者機関規則で匿名加工情報の作成基準等を定める際には、実務上の負担も考慮して適正な要件となるよう検討を行い、諸外国で想定されている規則や基準とかけ離れたものにならないよう配慮すべき。
- (2) 事前届出義務の導入について、届出事項は事業者名のみとし、その手続はできる限り簡素なものとするべき。

3. グローバル化に対応するための規定への意見

- (1) 従業員や顧客データを「容易に同一と見なしうる」企業間で共有することはサービスを提供する上で必須。クラウドサービスやアウトソーシングサービスを含め、国境を越えたデータ利用も現実に即した適切な対応とすべき。
 - ① プライバシーポリシーの公表または規約等の一項目として示し、包括的な同意取得を認めるべき（例：国外のいずれの地域にも移転する可能性がある、という同意取得等）。
 - ② 第三者機関規則に定める基準は、移転相手の継続的保護措置の確認とすべき（例：提携先や委託先との間での保護措置の内容を定めた契約の締結、グループ企業間でのプライバシーポリシーの共有等）。
- (2) 政府が国際的なルール作りに積極的に参加し、日本で活動する企業がグローバルに事業展開しやすい環境を、諸外国の取組みなども踏まえながら、整備することが必要。

4. 第三者機関の新設及びその権限に関する意見

- (1) 第三者機関のあり方について
第三者機関は、利活用の促進面での成果も適切に評価される組織と位置付けるべき。
産業界を含めたさまざまな関係者が参加する検討の場を設け、個人情報に該当する具体例や、パーソナルデータの適正な取扱い等について、第三者機関が柔軟かつ機動的に制度を構築していくことが求められる。
法令・ガイドライン等の解釈の事前確認を可能とする、任意かつ使い勝手の良いグレーゾーンの解消制度を構築すべき。標準回答期間の設定や、企業秘密等への配慮等が求められる。
- (2) 第三者機関の権限（報告徴収、立入検査）を事業所管大臣等に委任できる場合と範囲を明確に限定すべき。企業に対する行政の窓口は一元化し、複数の行政機関からの重複した報告・説明の聴取や、法令等の異なった解釈が出されることがあってはならない。
- (3) 第三者機関の権限行使要件の明確化、第三者機関の判断に異議申し立てを可能とする制度とすべき。
- (4) データ利活用に十分な知識と経験を有することを委員の要件とし、委員の定員の拡充についても検討すべき。
- (5) 認定個人情報保護団体との連携について、分野特有の実務基準、経験の蓄積が行われるよう、認定団体の数や構成を再検討すべき。

5. 新たに設けられた保護強化策についての意見

- (1) 第三者機関に係る確認及び記録作成義務付けについては、個人情報データベース等の提供を受けた際の取得経緯の確認、提供年月日を記載した確認事項の記録作成、保存義務は、個人情報保護法第23条第1項各号（国や地方公共団体の事務遂行に協力する場合等）および第4項各号（業務委託や共同利用等）において、個人情報を提供する場合は、適用対象外とすることを求める。この対象は、現行法における個人情報データベース等とすることを明確化し、過度な負担とならない適正なものとするべき。
- (2) オプトアウトに関する届出義務の導入について、第三者機関規則で届出事項等を定める際には、実務上の負担を考慮し、必要最小限に留めるべき。
- (3) 改正法施行以前に取得したデータについても、改正法のもとで利活用ができるような経過措置を要望。

6. 官民間のデータ流通促進に向けた環境整備について

保有機関によって異なる取扱いが求められることは、高度医療など国益に資する研究等の阻害要因となり得る。地方公共団体等を含む行政機関が保有するパーソナルデータについても、機微性の高いパーソナルデータと、それ以外のパーソナルデータに分類し、後者については民間の基準や手続との整合を図りつつ、円滑なデータ流通を図る環境整備を行うべき。